

G・A・コーエンのロールズ批判に関する考察

—— 個人の選択と社会的エートス ——

園 辰 也

序

1970年代のおわりに英米の一部の経済学者や政治哲学者によって提唱された分析的マルクス主義は、現代の社会科学の諸領域で得られた成果をもとに、マルクス主義の社会改革の理論としての有効性を検証することを目的としている。〔分析的マルクス主義に関しては高増・松井編（1999）/ Mayer 1994 参照〕この分析的マルクス主義の提唱者の一人である G・A・コーエンは、マルクスの思想の中核にある平等の理念を支持する一方、〔Cohen 2000 preface〕ジョン・ロールズの『正義論』に代表される分配的正義の諸理論と向き合う中で、その理念をより適切に反映するための独自の正義の構想を試みている。〔彼が分配的正義の議論に取り組むに至った理由に関しては ibid. ch. 6 / Cohen 1995 introduction 参照〕そして、その試みの中でも特に重要な位置を占めているのが、ロールズの正義の理論に対する批判を通じて提示された、個人の選択と社会的エートスに関する議論である。

本稿の目的は、様々な論点が錯綜しているコーエンのロールズ批判の内容を整理した上で、その批判の帰結として導き出される、個人の選択と社会的エートスについての彼の主張を詳細に検討することである。まず、本稿の1章では、ロールズの格差原理をめぐるコーエンの批判について論じる。続いて2章では、正義の原理の適用範囲から人々の日常的な選択を排除するロールズの区分に対するコーエンの批判を検討した上で、彼がその批判から導出するエートスに関する主張について考察する。さらに3章では、この一連の議論に関する先行研究に目を向け、その解釈の不備を指摘することで、コーエンの真意をより明確にすることを試みる。

1 ロールズのインセンティブ政策に対する批判

1-1 人格間テストと包括的正当化

ロールズが正義の第二原理として提示した格差原理とは、ある不平等はそ

れが社会において最も恵まれない人々の期待便益を最大にする場合のみ正当化される、というものである。[Rawls 1999 p. 72] ロールズはこの原理を適用するにあたって、次のような状況を想定している。

格差原理によれば、予期における格差が暮らし向きのより劣悪な集団を代表する人物、すなわちここでは、未熟練労働者を代表する者の利益に資する場合に限って、人生の出発点における見通しの不平等は正当化されうる。つまり、予期の不平等が許容されうるのは、不平等の度合いを低減することが労働者階級の暮らし向きをさらに悪化させてしまいそうな場合だけに限られる。……企業家に許された比較的高い予期は、労働者階級の見通しを高めることに携わるよう彼らを奨励する。企業家の見通しが比較的良好であることがインセンティブとして作用した結果、経済過程の効率性の増大やイノベーションの進行速度の上昇などが招かれる。[ibid, p. 68]

ここではまず、各人が社会的協働を通じて得る成果の見通しにおける不平等は、恵まれない人々の利益となる場合にのみ正当化される、という格差原理の概要が示された後、その原理の適用の典型的なパターンを示す事例に言及がなされる。それは、企業家に認められる相対的に大きな利益の見込みがインセンティブとして働き、彼らが生産性や技術水準の改善に積極的に取り組むようになる結果、社会全体の経済的水準が向上し、恵まれない人々（ここでは未熟練労働者）の利益の見込みも増大する、というケースである。つまり、ロールズによれば格差原理とは、才能に恵まれた⁽¹⁾富裕な人々に平等な取り分以上の追加的な（つまり不平等な）利益を認めることで、よりよいパフォーマンスのためのインセンティブを与え、それによって最も恵まれない人々の利益の向上を図る仕掛けとして理解される。

コーエンはこの原理自体は受け入れる。[Cohen 1992 p. 268] それは、（彼自身その一員であるところの）社会主義的平等主義者たちが平等を支持する根底には、社会の最下層にあって最も困難な状況に直面し、かつ適切な再分配政策によって確実にその状況を改善できるはずの人々に対する関心が存するからである。[ibid, pp. 266-7]⁽²⁾ その一方で、彼が強く批判するのは、ロールズが格差原理をインセンティブの仕掛けと組み合わせる形で適用することである。コーエンはこの点を批判するにあたり、高所得者に対する所得税率を現行の40%から60%に引き上げるべきか否かを決定する、という具体的

な政策決定の場面を持ち出す。この場合、インセンティブ論と格差原理を組み合わせるロールズの立場からは、引き上げ反対の議論が次のように展開されるはずである。[ibid, p. 271]

経済的な不平等は、最も恵まれない人々を物質的により豊かにする場合、正当化される。(規範的前提)

最高税率が40%の場合、(A) 才能に恵まれた富者は、最高税率が60%である場合よりも多くを生産する。そして (B) 最も恵まれない人々は結果として、物質的により豊かになる。(事実的前提)

したがって、最高税率は40%から60%に引き上げられるべきではない。

この一連の議論をめぐるコーエンの批判は、それ（より厳密に言えば事実的前提 (A)）がある人から他の人に向けて発せられる特定の場面に注目する形で行われる。それは能力ある富者から恵まれない人に向けて発せられる場面である。[ibid, pp. 272-3] コーエンがこうした戦略をとるのは、「非人格的な形 (impersonal form)」で、つまり特定の発話者・聞き手間に固定せずに提示されたときには説得力を持つように見える議論も、特定の「人格間の場面 (interpersonal setting)」、すなわち特定の発話者・聞き手間に固定すると、その説得力を失ってしまうことが起こりうるからである。[ibid, pp. 272-3]

まず想起しなければならないのは、上記の議論の前提 (A) は才能ある富者の行動に関する事実だということである。それを当該の富者自身が提示する場合、他の人がそれを主張する場合には生じないような要求、すなわちその前提が真であることの妥当性を説明せよ、という要求が生じうる、とコーエンは言う。というのもその事実を真たらしめているのは他ならぬ彼自身だからである。⁽³⁾

このように、ある議論が特定の人格間の場面において生じる正当化の要求に耐えうるものであるかを査定する手法をコーエンは「人格間テスト (interpersonal test)」と呼ぶ。彼によれば、このテストにかけられることで、諸々の政策議論は「包括的正当化 (comprehensive justification)」に成功しているか否かを判断される。通常、ほとんどの政策議論は、社会の特定の集団がその政策の実施によって一定の行動をとるであろうという想定を前提として組み込んだ形で行われる。包括的正当化とは、ある政策議論の正当化を、その議論に前提として組み込まれている特定の社会集団の行動の正当化をも

含めて行うことを意味する。〔ibid, pp. 279-80〕そして、ある政策議論がこの包括的正当化に成功しているか否かを検証するためには、人格間テストが必要なのである。というのも、我々はこのテストによってはじめて、非人格的な形式で提示される政策議論においてはあたかも所与の外生的データのようによわれがちな特定の人々の行動に関する前提にメスを入れ、それらの行動の妥当性を追求することができるようになるからである。

1-2 インセンティブ選択の正当化の諸理由

それでは、才能に恵まれた富者のインセンティブを考慮して所得税率を低い水準に止めようとするロールズの立場の政策議論（以下ロールズのインセンティブ政策）は、果たして包括的正当化に成功するだろうか。その成否は、所得税率が高い場合にはそれが低い場合ほど懸命に働かない、という自らの選択（以下インセンティブ選択）を才能ある富者たちが正当化できるか否かにかかっている。以下、コーエンの論述に沿って、ロールズのインセンティブ政策を支持する富者の側から予想される、彼ら自身の行為に関する正当化の理由を検討する。ただし、ここで検討される諸理由の中には、功績（生産過程における貢献度に見合った報酬に値するという考え）や権原（労働力は各人の私的所有物であるから、それを投入して得た成果に対して各人は排他的な権利を有するという考え）といったリバタリアンの論拠は含まれない。コーエンはその理由として、これらの論拠が極めて論争的な道徳的基盤であることと、ロールズ自身がこうした考えに否定的であること〔Rawls 1999 sec. 17〕の二つを挙げる。〔Cohen 1992 pp. 286-7〕このことを踏まえた上で、ここでの問いを再度定式化すれば、それは「富者は自らのインセンティブ選択を、功績や権原といった論拠によらずに正当化することができるか」となる。

まず検討されるのは、誰であれ現在の富者と同じ立場に立てば彼らと同様の選択を行うはずだ、という反事実的な予測を用いた正当化である。もし、富者がこの予測を持ち出すことで、自らの選択は恵まれた地位に置かれた者なら誰もが有する傾向に従ったものであると説明できれば、その選択に対する人々の理解を得やすくなるかもしれない。しかし、これに対しては、反事実的な状況において人々がどのように振る舞うかを知ることなど誰にもできないのだから、人々がここで提示された予測とは異なる選択をする可能性も否定できない、と指摘することで十分反論可能である。というのも、この議論の効力は、恵まれた境遇にある者は皆現在の富者と同じ選択をするはずだ、

という予測の信憑性に依存しているからである。さらに、仮にその予測が信用に足るものであったとしても、そのことは富者のインセンティブ選択がその地位にある者にとって典型的なパターンであることを示すに過ぎず、それが妥当か否かは依然として論証されていない。以上の理由から、反事実的な予測に基づく正当化は十分に機能しているとは言い難い。[ibid, pp. 301-2]

次にコーエンが検討するのは、功績や権原を考慮しないとしても、人は一定の合理的な範囲において自己利益を追求する権利を有するのだから、インセンティブ選択はそうした利益追求の一環として何ら不当なものではない、という正当化のパターンである。コーエンはこうした「穏当な自己利益への権利 (a modest right of self-interest)」自体は許容する。しかし、その権利は富者のインセンティブ選択を正当化する論拠として十分ではない、と彼は言う。というのも、功績や権原が労働の質・量に応じた不平等な財の分配を無制限に許容するのとは異なり、穏当な自己利益への権利には、社会的相克の回避という観点から、人々の間に深刻な不平等をもたらす利益追求の行為を制限する内在的制約が含まれているからである。そうした制約がある以上、この権利は、才能に恵まれた富者と恵まれない人々の間にしばしば生じうる著しい不平等を念頭に置く場合、自己利益の追求という観点からなされる富者の選択を正当化できるほど強力なものとは言えない。[ibid, pp. 302-3]⁽⁴⁾そして、以上の考察から、富者は功績や権原に依拠することなしに自らのインセンティブ選択を正当化することはできない、とコーエンは結論づける。[ibid, p. 304]

1-3 正当化の共同性

それでは、才能に恵まれた富者が自らのインセンティブ選択を正当化できないということは、そしてその結果、ロールズのインセンティブ政策が包括的正当化に失敗するということが、一体何を意味するのだろうか。コーエンによれば、こうした事態が意味するのは、富者と社会の他の成員の間の共同性の欠如、それも民主的な政治社会に不可欠な「正当化の共同性 (justificatory community)」の欠如である。ここでいう正当化の共同性とは、ある政策に前提として組み込まれることで社会の他の成員に対し一定の影響を及ぼすような選択を行う者は、その選択を正当化しなければならない（換言すれば、ある政策を支持する議論は包括的正当化に取り組みなければならない）という規範が共有されている社会に存在する共同性である。[ibid, p. 282] この種の共同性の重要さは、それが欠如した社会、つまり社会の特定の集団が正

当な理由もなく（あるいはそうした理由を提示する意思すらなく）行った選択が政策に組み込まれ、結果としてその選択が社会の他の成員に影響を及ぼすような社会を想像すれば明らかであろう。というのも、そこでは、社会の他の成員にとって理解や交渉の余地もない不透明で外在的な要素が社会的意思決定の過程に組み込まれているのであり、民主的な社会にあってはすべての人に対して開かれているべき社会的意思決定の過程の一部が（不当に）閉ざされているからである。[ibid, p. 283] インセンティブ政策は人格間テストにかけられることによって、こうした重要な社会的基盤と矛盾する性格を露呈する。[ibid, pp. 285-6]

ロールズのインセンティブ政策がもたらすこのような社会的帰結は、格差原理を採用する社会の成員が抱くはずの「友愛 (fraternity)」の理念と整合しないように思われる。ロールズによれば、格差原理を支持する人々は、家族の成員が残りのメンバーの利益も増進しつつ自らの利益を手に入れることができなければ自分だけ得をしたいとは望まないように、暮らし向きのあまりよくない他者の便益にならないとすれば、より大きな利益を占めることを望まない。[Rawls 1999 pp. 90-1] つまり、彼らは——そこには当然インセンティブ政策を唱える富者も含まれていなければならない——同じ社会に属する他者に、あたかも家族内部におけるような尊重と配慮をもって接する存在として描かれているのである。だが先の議論を踏まえれば、こうした描写を素直に受け入れることはできない。なぜなら、ここでは、一方で友愛の理念の実現に熱心なはずの富者たちが、他方、その友愛の観点から最大限の配慮と尊重を誓った恵まれない人々との間に、共に社会を営むために欠かせない共同性を築こうとしない、という事態が生じているからである。富者が格差原理を支持するときに示す他者への友愛と、彼がインセンティブ選択を行うときに露わになる、社会の対等なパートナーとしての他者への認識の欠如、この両者の間には何らかの断絶があると見なければならぬだろう。

さらに、ロールズは正義の諸原理によって統制される社会の特徴として、「全員が正義に則った振る舞いをなし、正義に適った諸制度を維持する上での役割を果たす」という（正義の諸原理の）「厳格な遵守 (strict compliance)」が満たされていることを挙げるが、[ibid, pp. 7-8] そのような遵守の下でもそもインセンティブ選択が行われるのか、という点にも疑問が生じる。というのも、富者が厳格に遵守するはずの格差原理の目的（最も恵まれない人々の便益の最大化）に照らして、インセンティブ選択以上に望ましい選択（税率の引き上げの前後で同じパフォーマンスを維持すること）が明らかに存在

するからである。

このように考えると、インセンティブ選択を行う富者は、ロールズ自身が描く正義の諸原理に基礎づけられた社会、すなわち友愛の理念や厳格な遵守を特徴とする社会にとって異質な存在であるように思われる。コーエンが「インセンティブのための〔追加的な〕報酬を正当化するために格差原理が用いられるとき、彼ら〔才能に恵まれた富者〕は、格差原理を支持する社会の外部にいると見なされなければならない」〔Cohen 1992 p. 269〕と述べるのは、この意味においてである。コーエンによるロールズのインセンティブ政策への批判が明らかにしたのは、ロールズの構想の内部における、インセンティブの容認と正義に適った社会についての描写の間の不整合である。

2 構造と選択

2-1 基本構造に基づく反論

以上の批判に対しては、しかし、ロールズを支持する立場から次のような反論が予想される。すなわち、正義の諸原理によって統制されるのは「社会の基本構造 (the basic structure of society)」であり、その構造の内部で人々が日常的に行う選択ではない。〔Rawls 1999 pp. 6-7〕ここから、友愛や厳格な遵守という特徴づけによって想定されているのは、人々が正義の原理に基づく諸制度に忠実に従う社会であり、彼らが日常的選択の場面にまで正義の原理を適用させることは期待されていない、と言える。したがって、人々が日常的な場面でいかなる選択を行おうと、正義の原理に基づく諸制度に抵触しない限り、彼らは友愛や厳格な遵守に特徴づけられる、正義に適った社会の成員として十分な資格を有する。この反論を本稿のこれまでの議論に即した形に直せば次のようになるだろう。すなわち、インセンティブ政策は格差原理に基づくものであり、富者はそれを支持する限り、正義に適った社会の成員としての資格を持つものだから、日々の経済活動において彼が格差原理の観点から必ずしも最善とは言えない選択を行い、それをうまく正当化できなかったとしても、その資格を失うことはない。

この反論は先のコーエンによる批判を回避する上で有効であるように見える。しかし、コーエンはこの反論の核心をなす、正義の諸原理は社会の基本構造に適用されるものであり、その構造の範囲内で行われる各人の選択を支配するものではない、という命題が、ロールズの構想に新たな問題をもたらすと主張する。

コーエンはまず、「正義の第一義的な主題 (the primary subject of justice)」とされる基本構造が、ときとして法的強制力を持つ諸構造のみならず、それを持たない構造 (例えば一夫一婦制の家族) まで含むものとして描かれている [ibid, p. 6] ことに注目する。[Cohen 2000 p. 137] 例えば家族について考えてみると、それは法律の条文に依拠することではじめて成立するというより、むしろ社会的な慣習や慣行——それらは、人々に広く受け入れられているものの、明文の規定も法的強制力も持たない社会的規範であると言える——に強く依存する形で形成されており、法律はそれに事後的かつ形式的な承認を与えるものでしかないと言えるだろう。コーエンは、この家族に代表される一部の非強制的構造が基本構造に含まれるとき、正義の主題から特定の行動を排除することはできなくなる、と言う。[ibid, p. 137] その理由は以下の通りである。非強制的構造は慣習や慣行といったインフォーマルな拘束力によって構成されているが、そうした拘束力は各人の日常的選択によってはじめて現実のものとなる。より具体的に言えば、慣習や慣行は人々がそれに従う選択をすることを通じてしか、(他の人々に対して) その拘束力を、そしてその存在自体を維持できないのである。ここから、非強制的構造は人々の選択によって部分的に構成されていると言える。したがって、ロールズは一部の非強制的構造を基本構造に含めることで、それと不可分に結びついた人々の選択に関しても、正義の主題から除外することはできなくなるのである。[ibid, pp. 137-8]

ロールズ支持者は、あるいは、基本構造の範囲を法的強制力を持つ諸構造に限定することで、この帰結を回避しようとするかもしれない。しかし、コーエンによればそうした限定は、ロールズの理論の内部により深刻な帰結をもたらすことになる。その帰結は、ロールズ自身が基本構造を正義の主題とする理由を次のように述べていることと関係している。

主要な諸制度は人間の権利と義務を規定するとともに、人々の暮らしの見通し、すなわち、予期しうる自分たちの生活状態および希望しうる自分たちの暮らし向きに対して影響を及ぼす。基本構造が正義の第一義的な主題となるのは、その影響力が極めて甚大であり、出発点からその影響力が存在しているからである。[Rawls 1999 pp. 6-7]

ここで提示されている理由 (社会生活の出発点から人々の暮らしの見通しに甚大な影響を及ぼすこと) に照らせば、少なくとも一部の非強制的構造は

確実に基本構造に含まれなければならないはずである。そのことは、再び家族について考えてみれば明らかであろう。なぜなら、今日の日本においても根深く残る家族内の性別による役割分担の傾向⁽⁵⁾は、特定の性（女性）に生まれた人々の暮らしの見通しに社会生活のスタート地点から深刻な影響を与え続けるからである。このように、一部の非強制的構造はロールズ自身が述べる基本構造の要件を明らかに満たすのだから、「もしロールズが強制的な構造へと後退するならば、彼は正義の判定についての彼自身の基準と矛盾し、そして、彼の主題については、恣意的に狭い定義に頼らざるをえなくなる」〔Cohen 2000 p. 139〕のである。ロールズは今や、正義の主題に関する自らの基準と矛盾する、この恣意的な選別と排除から自らの理論を救い出すためには、一部の非強制的構造とそれを部分的に構成する人々の選択を、正義の主題として正当に扱うよう迫られることになる。〔ibid, p. 139〕

2-2 社会的エートス

コーエンは以上の議論から「ある社会の正義は、その立法構造の関数、つまり法的に命令的なルールに関数でしかないのではなく、そのルールの枠組みの中で人々が行う選択の関数でもある」〔ibid, p. 127〕と結論する。そしてこの結論は、コーエンによれば、社会正義をめぐる議論の中に社会的エートスという議題が加えられることをも意味するのである。というのも、人々の日常的な選択の一部が正義の主題に含まれ、正義の原理の適用の直接的な対象になるときは、その適用が確実になされることを担保する何らかの仕組みが必要になるが、強制的なルールにその役割を担わせることは不可能かつ不当だからである。一般にルールは、それに違反した振る舞いを摘発し是正することができるときにはじめて実効性を持つと言えるが、日常的な選択を対象とする場合、この意味での実効的なルールを設計することは不可能である。それは、基本構造の内部で行われる人々の日常的な選択を逐一点検することなどできないからである。また、日常的な選択の場面で人々にルールを絶えず考慮するよう要請することは、彼らの自由を危うくする点で不当でもある。〔ibid, p. 128〕コーエンはこのような理由から、強制的ルールの設置ではなく社会的エートスの改変によって、人々を正義に適った選択へと導くべきだと考える。

それでは、ここでいうエートスとは何か。コーエンの論述を総合的に解釈すれば、それは特定の選好⁽⁶⁾のパターンを導く心理的な傾向であると言えるだろう。〔ibid, p. 145〕その特徴は、先に触れた社会的慣習・慣行と対比さ

せることでより明確になると思われる。すなわち、それらのインフォーマルな拘束力が、各人の持つ選好の体系のいわば外側から特定の選択を行うように働きかける（つまり「あなたが何を好み何を欲するかはさて置き、あなたは次のように選択すべきだ」という形で圧力をかける）のとは異なり、エートスは各人の選好そのものに働きかけることで、彼らの選択により直接的かつ強力な影響を及ぼすものである。

さらに、エートスが選択に及ぼすこうした影響と、先述の慣習・慣行と選択の間の依存関係——慣習・慣行の拘束力は人々の順応的な選択によって顕現し、その働きかけを受けた他の人々が同様の選択を行うことで当の拘束力が補強される——を踏まえれば、エートスは人々の選択のみならず、それによって構成される慣習・慣行に対しても基底的な役割を担っているはずである。「社会のエートスとは一連の情緒と態度であって、社会の標準的慣行やインフォーマルな圧力が現在の姿になっているのは、その力のためである」[ibid, p. 145] という一文はそのことを意味していると思われる。以上の考察から、コーエンのいうエートスとは、人々の選好構造を根底において左右する心理的な傾向として働くことで、彼らの選択に重大な影響を及ぼし、その結果、慣習・慣行といった社会的規範にさえ影響を与えるものであると言うことができる。⁽⁷⁾

エートスが持つこの波及的な影響力を考慮すれば、既存のエートス——コーエンによれば、それは自己利益の最大化を促すエートスである [ibid, p. 144] ——のあり方を変容することで、人々を正義に適った選択へと誘導することは可能であると思われる。しかし、それが可能となるのは、より具体的にはどのような過程を通じてであろうか。コーエンはこの点について直接言及してはいないが、彼が別の事例（性差別を是認しないエートスや環境への配慮を促すエートスの浸透によって人々の行為が次第に変わっていくケース）について説明する箇所を参照すれば、[ibid, pp. 143-4] その過程は次のようになるだろう。まず、教育や家庭環境等の影響で、社会のごく一部の人々の中に芽生えた平等主義的なエートス——コーエンが幾つかの個所で述べていることを踏まえれば、この場合必要とされるのは必ずしも平等そのものを希求するエートスでなく、例えば貪欲さを是認しないエートスや勤労を促すエートスであってもよい [ibid, p. 132 / p. 144 / p. 212 footnote 31] ——が、その人の選好を、さらには選択を変え、その選択を目の当たりにした他の人々の一部に（それ以外の人々の目には単に奇異な振る舞いとしか映らないかもしれないが）、同種のエートスが芽生え、彼らの選択もまた変化する。そう

した過程の繰り返しによって新たな社会的規範が形成され、その拘束力が維持されれば、依然として既存の自己利益最大化のエートスの影響を受けている他の人々にとっても、平等主義的な選択は当初ほど苦痛に満ちた、奇異な振る舞いとは見なされなくなる。そして、最終的には自己利益の最大化を図る選択を維持することの方が、それを放棄することより困難だと感じられるほどに社会的圧力が強化され、その結果、人々の選択における正義が広範に達成されるようになる。社会的エートスの改変によって人々を正義に合った選択へと導くコーエンの戦略は、このような過程を想定していると考えられる。⁽⁸⁾

3 理想と現実

ロールズへの批判から社会的エートスの変革の必要性を導くこれまでのコーエンの議論を、理想と現実という観点から捉える試みに松元（2012）がある。それによれば、コーエンのロールズ批判の趣旨は次のようなものになる。すなわち、正義の構想は理想社会を追求する「理想理論」でなければならない。ロールズの理論は、正義の原理に基づく社会を厳格な遵守によって特徴づけることで部分的にはこの理想理論としての性格を有する。しかし彼は他方、富者のインセンティブ選択を所与とすることで、正義の原理が適用される理想社会にあっても現実社会同様の利己的な行為が行われることを容認してしまっている。これは現実に対する無用の譲歩であり、真の理想社会を描くためには利己的な行為を所与とするのではなく、その改変を目指さなければならない。〔同論文 134～7頁〕これが氏の解釈によるコーエンの批判の趣旨である。つまり、氏によれば、コーエンは理想主義の立場から「ロールズの規範理論は本来はるかに遠大な理想を描くことができたのに、そうしなかったのは現実主義的すぎる」〔同論文 132頁〕と批判しているのである。

しかし、この解釈はコーエンの批判の形式を見誤っている。というのも、コーエンは自らの判定基準——氏によればそれは理想主義ということになる——を持ち出し、それにロールズの理論を当てはめた上で何らかの裁断を下そうとしているのではなく、すでに見たように、ロールズが各所で展開している議論の間の不整合を問う、という内在的な批判の形式をとっているからである。

そして、仮にコーエンの批判を理想と現実という観点から特徴づけることが許されるとしても、コーエン即理想主義、ロールズ即現実主義という区別

はあまりに一面的である。というのも、経済的選択に迫られた諸個人がいかに振る舞うべきかという問題を正義の主題から排除するロールズに対し、コーエンがエーストの主張を通じて個人の選択の問題に踏み込んだ背景には、「私には、もはや、動機づけの利己心を認めても構造が結果の不平等を防止してくれる、とは思えなくなった」〔Cohen 2000 p. 119〕という言葉に端的に示されるところの、現実に対する深刻な認識が存するからである。つまり、正義に適った諸制度さえ確立すれば、その下で各人がいかに振る舞おうと分配上の望ましい帰結が導かれる、という想定は楽観的に過ぎるのではないか、というのがそもそもの彼の問題意識なのである。この点から見れば、彼の一連の取り組みは、理想の貫徹を要求するものというより、むしろ現実社会に横たわる最も困難な問題に正面から取り組むことを、つまり現実を直視することを要請するものであると言える。〔この点については拙稿「G・A・コーエンによるアマルティア・セン批判の背景——自由をめぐる対立と正義の状況——」『倫理学』（29号）71～84頁の4章参照〕さらに、多くの現実的要素を組み込んだ漸進的な社会改革の理論がときに、改革の目的に照らして看過しえない不正を孕んだ現実まで所与とし、その根本的な解決を避けようとする現実逃避的な性格を帯びることもありうる。これらを踏まえれば、人々の利己的な行動を改革の対象とするか、所与の事実とするか、という一面のみに注目して、その観点からコーエンを理想主義的あるいは「ユートピア的」〔松元（2012）137頁〕と捉え、ロールズを現実主義的と見なす氏の解釈は、両者の対立を過度に単純化し、その真相を見失わせるおそれがあるものだとと言える。

結

本稿ではまず、1章から2章前半にかけてコーエンのロールズ批判を詳細に検討する中で、ロールズの理論の内部に重大な不整合が存在すること、そしてその不整合を回避しようとするれば、人々の日常的な選択を正義の主題に含めざるをえないことを明らかにした。次に2章後半では、その批判から導き出されるコーエンのエーストに関する主張を踏まえ、エーストとは何か、またそれはどのような過程を通じて人々を正義に適った選択へと導くのかという問題に関して一定の解釈を提示した。さらに3章では、理想と現実という観点からコーエンの議論を解釈する松元（2012）を批判的に検討することで、コーエンの真意をより明確にすることに努めた。

ところで、基本構造の内部で人々が行う選択がしばしば分配上の帰結に甚大な影響を及ぼすことは、コーエンの議論を俟つまでもなく明白であるように思われる。例えば、格差原理に基づく税制度の下で、主要な企業の幹部が軒並み、「これ以上働けば所得税率が上がり、追加的な税を払わなければならないから、そんなことになるくらいなら余暇に多くの時間を割こう」と選択したら、税収は減少し、それによって恵まれない人々に対する再分配政策のための予算も減額されるだろう。また社会全体の生産規模が縮小し、それが人々の雇用や賃金に悪影響を与える可能性もある。つまり、その選択は基本構造の内部でなされるものではあるが、社会の他の成員の暮らし向きに明らかな影響を及ぼすのである。人々の選択がときにこのような影響力を持つことは容易に想像でき、ロールズがこの点を見落としていたとは考え難い。むしろ彼は、日常的な選択の影響力について、またその影響力を放置することで生じる分配上のリスクについて十分承知の上で、それでもなお基本構造の正義に固執していたのではないかと思われる。

ここから、ロールズはそもそも、分配上の帰結が正義に適っているか否かということにコーエンほどには関心がないのではないか、という推測も成り立ちうる。つまりコーエンとロールズでは、追求する正義の内容に根本的な相違があると考えられるのである。そして、コーエンはそのことを十分に認識していた。〔Cohen 2000 pp. 130-1〕だからこそ彼は、本稿で取り扱った議論を提示した後、新たに、ロールズ的正義を特徴づける構成主義に対する批判へと向かうのである。〔Cohen 2008〕したがって、ロールズの正義の理論に対するコーエンの一連の取り組みの全体像についてより深く理解するためには、その批判の内容を検討し、両者の根本的な対立点を浮き彫りにしなければならないが、その点は今後の課題とする。

参考文献

- Cohen, G. A. 1989 "On the Currency of Egalitarian Justice" *Ethics* vol. 99 no. 4 pp. 906-44
- Cohen, G. A. 1992 "Incentives, Inequality, and Community" in G. B. Peterson (ed.) *The Tanner Lectures on Human Values* vol. 13 University of Utah Press pp. 262-329
- Cohen, G. A. 1995 *Self-Ownership, Freedom, and Equality* Cambridge University Press (G・A・コーエン 松井暁・中村宗之訳 2005年『自

己所有権・自由・平等』青木書店)

Cohen, G. A. 2000 *If You're Egalitarian, How Come You're So Rich?*
Harvard University Press (G・A・コーエン 渡辺雅男・佐山圭司訳
2006年『あなたが平等主義者なら、どうしてそんなにお金持ちなのですか』
こぶし書房)

Cohen, G. A. 2008 *Rescuing Justice and Equality* Harvard University Press

Kymlicka, Will 2002 *Contemporary Political Philosophy: An Introduction*
Second Edition Oxford University Press (ウィル・キムリッカ 千葉眞・
岡崎晴輝他訳 2005年『新版 現代政治理論』日本経済評論社)

Mayer, Tom 1994 *Analytical Marxism* Sage Publications(トム・メイヤー
瀬戸岡紘監訳 2005年『アナリティカル・マルキシズム』桜井書店)

Rawls, John 1999 *A Theory of Justice Revised Edition* The Belknap Press
of Harvard University Press (ジョン・ロールズ 川本隆史・福岡聡・神
島裕子訳 2010年『正義論 改訂訳』紀伊國屋書店)

笹澤豊 1993年『権利の選択』勁草書房

高増明・松井暁編 1999年『アナリティカル・マルキシズム』ナカシニヤ出
版

藤岡大助 2007年「リベラルな分配的正義構想に対するG・A・コーエンの
問題提起について」『法哲学年報』161～70頁

松元雅和 2012年「規範理論における「現実」の位置づけ ——G・A・コ
ーエンのロールズ批判を手がかりに——」『社会思想史学会年報』(36号)
127～44頁

注

⁽¹⁾ ここで「才能に恵まれた」という特徴が富者に付随するのは、格差原理の適用を受け
る社会においては正義の二原理の辞書的順序に従い、すでに平等な自由と公正な機会均等
という条件が満たされるように制度の骨組みが出来上がっているため、そうした社会にお
いて生じる貧富の差は、必然的に各人の生産に関する能力の差を反映したものとなってい
るはずだからである。[Rawls 1999 p. 65]

⁽²⁾ ただし、このことは、コーエンが社会的序列の最下層にある人々への関心を最もよく
表現するものとして格差原理を評価している、ということの意味しない。というのも、彼
はその関心をよりよく表現するものとして「アドバンテージへのアクセスの平等 (equality
of access to advantage)」という独自の分配の構想を提示しているからである。[アドバン
テージへのアクセスの平等についてはCohen 1989参照、また、それに関する研究として
拙稿「G・A・コーエンの分配的正義の構想 ——アドバンテージとアクセス——」『哲学・
思想論叢』(30号)15～29頁参照]

⁽³⁾ ただし、税率の引き上げに伴うパフォーマンスの低下が富者自身の選択によらない不可避の事態であるケースもありうる。その場合富者が高税率の下で高いパフォーマンスを維持することは不可能なのだから、彼が自らの行動に関する事実的前提を真たらしめているとは言えなくなる。コーエンはこうしたケースが成立する可能性があるのは、高度の自己統御を要する労働に従事し、そのために標準的な労働者より高価な余暇を必要とする人が、高税率の下ではそうした余暇の費用を賄えない場合と、高税率の下で高い報酬への期待が裏切られたことによる失望が仕事の障害となる場合であると言う。その上で彼は、前者に関しては、高額な報酬を得ている人はたとえ税率が上がったとしても必要な余暇の費用を賄う程度の所得を維持できるはずだと指摘し、また後者についても、高報酬への期待は社会状況に応じて移り変わる慣習を反映したものであるから、不平等の正当化の可否を根本的に検証するというここで試みに照らしてそれを考慮することは適切でないと言及する。つまり、いずれの場合も税率の引き上げによって高いパフォーマンスの維持が不可能になるケースとしてふさわしくない、というのがコーエンの見解である。〔Cohen 1992 pp. 287-91〕彼は以上の考察を踏まえ、税率の引き上げによって富者のパフォーマンスが低下するのは彼自身がそのように意思するからである、と結論づける。〔ibid. p. 293〕

⁽⁴⁾ ただし、この議論に対しては次のような反論が可能であるように思われる。すなわち、ここで想定されている富者は格差原理が採用された社会の住人であり、その社会では格差原理の働きにより極端な不平等は回避されているのだから、そこでなされる富者のインセンティブ選択はすべて、内在的制約を抱える当該の権利によっても十分擁護可能なものである。残念ながら、コーエンはこの予想される反論に対して何も答えていないが、以下に示すウィル・キムリッカの指摘によってコーエンの議論を補えば、上記の反論を退けることは可能である。その指摘とは、格差原理は確かに生来の資質や社会的環境といった恣意的な要素が分配上の影響をもたらすことを極力避けようとする試みではあるが、その原理に基づく再分配の直接の対象となるのは社会的基本財（具体的には権利、機会、所得、富など）に限られるため、〔Rawls 1999 p. 54〕恣意的な要素の影響が完全に排除されるわけではなく、格差原理の下であっても各人が享受する生活の質の間に深刻な不平等が生じる可能性は十分にある、というものである。〔Kymlicka 2002 ch.3 sec.3〕

⁽⁵⁾ この傾向は、例えば2011年度の育児休暇の取得率が女性では約90%に上る一方、男性では3%にも満たないこと、さらに2005年から2009年の間に第一子を出産した女性の4割以上が出産を契機に退職していることなどに如実に示されている。〔詳しい数値に関しては『24年度版厚生労働白書 資料編』173頁参照〕

⁽⁶⁾ コーエンは、この選好の形成過程には各人の意思の働きから独立した「感性 (feelings)」や「(心理的) 傾向 (inclinations)」が作用するという見方を支持する。〔Cohen 1989 p. 929 footnote 46〕さらに彼は、各人の選択を特定の方向に向かわせる背景を構成する選好の存在を強調している。〔ibid. p. 929〕本節における社会的エートスについての考察は、選好に関する以上のコーエンの見解を踏まえたものである。

⁽⁷⁾ 以上の2つの段落における考察に関しては藤岡 (2007) の議論から重要な示唆を得た。〔同論文 165～6頁〕しかし、「コーエンは特段、エートスによる選好構造の変容と規範意識の変容とを区別していない」〔同論文 168頁 註18〕と述べるとき、氏はコーエンのエートスがもたらす選好から選択、そして選択から規範へと続く連鎖的な影響関係を十分に理解していないように思われる。

⁽⁸⁾ 以上のコーエンの戦略に関しては、ロールズを支持する立場から、本来自由に行われるべき各人（とりわけ才能に恵まれた富者）の日常的選択の領域に不当に介入する「ソフトな全体主義」を招く、という反論が提示されている。〔藤岡 (2007) 165～6頁〕しかし、自由の擁護という観点からコーエンの主張を否定し、ロールズの立場を支持することは欺瞞的である。というのも、正義の原理の適用範囲を各人の日常的な行為にまで拡大させることは、社会の成員の一部が被っている不条理な自由の侵害の是正に確実に結びつくから

である。ロールズによれば、格差原理は、生まれ育つ環境や先天的な資質などの各人にとって選びようのない恣意的な要因が、彼らの暮らし向きに不平等な影響を及ぼすことを是正しようとする試みである。〔Rawls 1999 p. 87〕しかし、格差原理が採用された社会においても、異なる社会的背景や資質を有する人々の間で深刻な格差が生じる可能性は十分にある。〔本稿注4参照〕そのとき、一部の不運な人々は（自らの過失や怠慢のせいではないという意味で）不当に狭い実質的な自由——ここでは、人が日々の暮らしにおいて自分のしたいことやすべきだと考えることを実際にできること、と規定しておく——の範囲を甘受しなければならないが、この理不尽な自由の抑制は、エートスの改変を通じて才能に恵まれた人々の正義に適った振る舞いを促進することで、明らかに改善可能である。したがって、コーエンの主張を自由の保護という観点から批判する者は、実は、（富者の）私的領域を侵されない自由の方が（恵まれない人々の）実質的な自由で優位するということを表明していることになる。しかし、H・L・A・ハートが指摘するように、自由の名の下にある種の自由を別の自由で優先させることなどできないのだから、〔笹澤（1993）137～40頁〕結局、当該の批判者は自身が依拠するはずの価値の外側にある何かを暗に前提とすることで、この批判を行っていると言える。

（その・たつや 筑波大学大学院博士課程
人文社会科学研究所 哲学・思想専攻）